

荒野で平和を考える  
—岡野八代『フェミニズムの政治学』を読む—

Thinking Peace in the Wilderness:  
The Review of *Politics of Feminism* Written by Okano Yayo

趙慶喜\*  
Cho Kyunghee

## I. 本書について\*\*

岡野八代の著書『フェミニズムの政治学』は、フェミニズムから政治思想を丹念に読み直し、ケアの倫理から新たな社会理論を構想しようとする野心に満ちた仕事である。この書評を引き受けたのは、岡野のこれまでの著作に感銘を受けた記憶とともに、東アジアで現在進行中のきわめて政治的な事案——歴史と記憶をめぐる国家間の談合や経済制裁という名の封じ込め、「自己責任」や「特権」言説、耳を疑うような憎悪表現に至るまで——について、根本的に理論的な問い直しの機会を与えてくれるだろうという期待があったからである。その期待を裏切ることなく、本書はラディカルな知性と反暴力への透徹した意志に満ちた刺激的な書物であった。議論のスケールの大きさに何度も立ち止まり、身近な問題に置き換えてはまた読み進めた。三部だての本書は膨大であり、その内容をひとつひとつ紐解いていくのは至難の業である。したがって本稿では評者の関心にそったいくつかの論点を掘り下げていくが、その前に全体の道筋を追跡しておくことは評者にも読者にもきっと役立つだろう。多少荒くなるが、以下に本書の大枠を示す。

第一部「リベラリズムと依存の抑圧」では、フェミニズムの観点からリベラリズムを貫く公私二元論を俎上に上げている。第一章「包摂と排除の論理」では、フランス革命以後に女性や外国人の排除のもとで成立した近代国民国家（対外的には暴力装置を備えた主権国家）のあり方が、現代的シティズンシップ論によって見直され、いわば「よりよい包摂」に向けたマイノリティの承認闘争へと発展する過程が明らかになる。岡野はこの包摂の論理を法の下での平等に基づく「リベラルな責任論」として捉えるのであるが、このリベラルな責任論にこそ、公的領域における自立した個人を前提にすることで「依存する者」を排除するという逆説が潜んでいる。

第二章「自由論と忘却の政治」においては、このリベラルな責任論のもとで公的領域から排除された「依存者」たちが、個人の自由意志を強調する私的領域においても結果的に排除される過程が明らかにされる。バーリンの二つの自由論（～からの／～への）を検討するとともに、

---

\* 聖公会大学東アジア研究所, The Institute for East Asian Studies, Sungkonghoe University, Korea

\*\* 本研究は韓国研究財団の助成を受けたものです (NRF-2007-361-AM0005)。

他者からの干渉を受けない自由（消極的自由）を至高のものとするリベラリズムに対して、フェミニズムの知見から批判を展開する（中絶を選択する女性は自由か）。その上で、自己と他者を統制し、干渉を受けない内的空間の自由と安全を確保しようとする「自由」概念が、じつは「主権」概念と強く結びついていると論じる。異なるものを忘却することで生起する自由な〈主体〉が、主権国家において初めて構成されうる存在であることが明らかになる。

第三章「リベラリズムとフェミニズム」では、両者の両立不可能性が論じられる。普遍的な自由と平等がすべての人々に開かれることを原則とするリベラリズムは、かつて私的領域に閉じ込められていた女性たちを解放へと向かわせた。しかし、自由意志をそもそも抱けない存在や他者のニーズに答えなければならない存在は、「不自由」な者としてリベラルな社会構想から予め排除されてしまう。リベラリズムは、これらの存在に対する忘却のうえに成り立っているため、具体的な社会構想の段階では容易に現状維持に加担する力へと反転する。最後に、フェミニズムの主体を批判するバトラーと、未完の主体を未来のなかで描き出そうとするベンハビブの論争を通して、予め措定された純粋な主体を基盤にして社会を構想することの問題を明らかにする。

第二部「ケアの倫理の社会的可能性」では、これまで女性たちを公的領域だけではなく公私双方から排除してきた仕組みを、「家族」という集合体を通して明らかにしている。第一章「ケアの倫理からの出発」では、主流の政治学では不可視化されてきたケアという実践を、意識が宿る以前に他者から受けたものとしてとらえ、その倫理を具体的他者への注視とともに「誰もが応答される」ことと位置付ける。ケア関係は個人の人格や尊厳にかかわる承認がなされる関係性であるため、私的領域に留めておくのではなく社会的責任の一つとして配慮するべきであるとする。これらを踏まえ、ケアの倫理を身体への「危害の防止」、そして人間の脆弱性と依存を前提とした「傷つきやすさ」を避けることに求めている。

第二章「私的領域の主権化／母の自然化」では、「正義の倫理」と「ケアの倫理」という公私二分法を否定したうえで、ケアの倫理こそがむしろ未知なる他者に関わられたものであることを論じる。母子は一体で無力な存在であり、父親という第三者を通じて社会へと導かれるというホネットの議論を批判的に検討し、同等な者との相互承認というホネットの述べる愛情関係が、他者性を認めないことによって支配関係へと転化する様を論じている。母子間の関係を他者の存在しない私的領域に閉じ込めてきたのは、このように他者性を自己への攻撃としてしか捉えず、依存を認めない主権的な主体を要請する社会である。

第三章「ケア・家族の脱私化と社会的可能性」では、社会構想のためには「ホームから始めるべきだ」というノディングスを引きながら、家族が共に時間を過ごすホームが「異なる者たち」に関わられた場であることを明らかにする。またハイデガーの家への考察を通して、他者の関心の下で他者を愛し、身体を非暴力的に受けとめるホームが真に社会的な場であることを論じる。岡野は、ホームという理念が歴史的に抱えてきた抑圧や特権性を批判しつつも、家を保持する活動（家事）が、モノを介して他者の記憶を含んだ折り重なった家族の物語を想起させるという。公私二元論による家族の私化はすなわち家族の国家化でもあるため、家族が担ってきた役割をそれ以外へ広げようとする構想が、現在の国民国家中心の社会構想を根底から変化させようという点が示される。

こうして、第三部「フェミニズムと脱主権国家論」では、家族の脱国家化への道筋が示される。近代社会は、一方でリベラリズムの源流となる自律的個人を、他方で多を圧制する暴力装置としての主権国家を発見した。第一章「フェミニズムが構想する平和」では、リベラリズムやデモクラシーが主権国家の暴力性を見ないでいられる仕掛けを暴くために、平和をめぐるフェ

ミニズムについて論じる。ルディクによれば、母親業を担う者たちは他者との境界との関わり方を学び、身体の依存性や偶然性を感じ取る。その知のあり方は境界の峻別、領域の不可侵性といった主権国家の論理とは対照的である（母的思考と軍事的思考）。身体をコントロールし、何ものにも依存しない自律的主体が主権国家以前に存在したのではなく、軍事的な主権国家のアナロジーの結果として近代的主体が構築される。それに対し身体の他者性や偶然性と対峙するケアの倫理を対置させ新たな反暴力的社会を構成する論理を見いだそうとする。

第二章「安全保障体制を越えて」では、具体的にケアの倫理から導き出される平和構築への実践、抵抗のあり方を示す。国家安全保障に対する「人間の安全保障」概念を鍛え直すために、安全保障—暴力—国家のトリアードを強化する主流の政治学的伝統を疑う。「はじめに暴力ありき」の政治学に対し、殺さず傷つけない家族的営みを維持させる「修繕」（身体の回復／心や関係の回復）をめぐる活動に注目する。さらに、ケアの倫理にもとづいた修復的正義を通じて、被害者に語る力を与え、被害に対する適切な応答を試みるという社会関係構築の可能性を示唆する。とりかえしのつかない被害の救済に目を向けない国家の無関心に対し、被害があった後で被害者の傷をいかに注視しケアするのかを問う。

第三章「ケアから人権へ」では、人やモノの移動が人々に影響するにもかかわらず、他者への責任や倫理、つまり人権が国境内に限定されてきたことが指摘され、アレントが述べた「人権のアポリア」の観点により精緻に検討される。究極の不可侵の権利である人権しかない「剥き出しの生」にさらされている者たちは、それゆえに人権を求めて声をあげることができない。人権侵害の深刻な形態が沈黙のうちにあるとすれば、私たちはそれを聞くことができないというアポリアである。他者を包摂したり承認することによってアポリアが克服可能であると信じることなく、アポリアのなかに留まり続けることが問われている。それは「承認」の政治ではない（現前を否定された痕跡を含んだ）「証言」の政治の可能性である。

## II. シティズンシップから再び人権へ

豊かな内容を削ぎ落としてしまったが、ひとまず本書を以上のように要約することができる。くりかえすがフェミニズムの成果を通じて本書が執拗に追求するのは、自律的主体を措定するリベラリズムが、母親業を担う人との密接な依存関係を原初とする個人の社会性や、他者のニーズを引き受けるというケアの倫理を否認することで成り立ってきたという点である。法／愛、社会／自然、政治学／倫理学といった西洋思想の大前提を根底から問い直そうとする本書の仮想敵は、まぎれもなくリベラリズムである。米国滞在中に書かれた前著『シティズンシップの政治学』と比べると、扱っている内容は重なっていても、議論の道筋がずいぶん異なることがわかる。あとがきでも述べられているように、前著はリベラリズムの練り直しを通じて個人が国家によりよく包摂されることを追求するのに対し、本書はこうしたリベラリズムの限界と幻想性が徹底的に暴かれるという展開になっている。いかにしてこのような理論的転換がなされたのだろうか。岡野自身がすでに前著のあとがきにおいて次のように書いている。

二〇〇一年の九・一一同時多発テロ以降の米国の「例外主義」、……傍若無人な軍事行動、「愛国主義」に異を唱える者たちへの社会的／政治的プレッシャー、「平和主義者 pacifist」への嘲笑、国内での「潜在的テロリスト」と米国政府がみなす者たちへの容赦ない人権侵害、「わたしたちのために闘っている兵士たち」を侮辱するとみなされる報道を（自主的に）規

制したと思われる偏向報道などを目の当たりにして、どうしても直接的には国家と個人の関係性という枠内にとどまりかねないシティズンシップ論、すなわち、「われわれ」とそうでない者を峻別しかねない議論を論じ続ける自分自身が、そして、そのようにしか論じられない自分自身が、出口のない閉鎖的世界に住んでいるようにしか思えなくなった。(岡野 2003:297)

前著もまた本書同様に丹念に書かれた貴重な研究成果であるのはもちろんのことだが、フェミニズムやケアの倫理を全面に押し出してはいない。公共性やシティズンシップ、正義や責任といった既存の政治学的枠組みの排他性を乗り越えようとする構想の段階であり、公私二元論をつき崩すのではなくより開かれたリベラリズムに回帰するものとして結論づけられている。それはもしかしたら、本書へとより高く遠く跳躍するための一時的な着地だったのかもしれない。岡野は前著を通して、リベラリズムに基づくシティズンシップ論を学び捨てるという選択をおこなったのだ。

1990年代当時、日本で定住外国人の地方参政権問題が大きな盛り上がりを見せると同時に、移民研究において多文化共生やエスニシティ論がブームとなっていたのは記憶に新しい。1949年に書かれた古典であるT.H. マーシャルのシティズンシップの段階論とは違って、移民や外国人の場合、社会的権利の後に政治的権利が保障されることで、形式的なシティズンシップが達成されると見込まれていた。さらに多文化主義の影響のもと文化的権利が新たに提起されることで、多文化シティズンシップという理念も積極的に語られた<sup>1</sup>。しかし、その後の現実はいまほぼ真逆の方向へと進んだ。日本で外国人地方参政権が実現しなかっただけでなく、文化的権利としての民族教育を提供する朝鮮学校は北朝鮮のナショナル・スクールとしてあからさまな制裁対象となった。

もっとも、本書が問うているのは、シティズンシップ論の現実における実現可能性の話ではない。権利付与を通じた「よりよい包摂」をめざすシティズンシップ論が——たとえ異質な他者への承認を含んだとしても——、そもそも依存関係を排した一般の主体＝市民を前提としており、異なる身体をもつ具体的他者を想定しえないというより根源的な問いである。問題の核心はやはりリベラリズムの扱いにある。つまり、前著においてはあくまでリベラリズムを前提としたマイノリティの承認闘争を救いだそうとしように見えるのに対し、本書ではケアの倫理の視座からリベラリズムとの理論的決別を試みている。目の覚める思いで読み進めながらも、そのラディカルさに追いつかないところもある。差異の承認論からケアの倫理への理論的転換に読者もまた大きな跳躍が必要である。

こうした問題は、私たちがおそらくフェミニズムの知見を普遍化したり、別の具体的事例に接続することを今まで怠ってきたことからくる困難であろう。私たちは特に男性マイノリティを語るさいに、権利獲得や差異の承認というリベラルな主体論やアイデンティティ論の枠組みから脱するのが非常に難しい。たとえば、リベラルな自律的主体から排除された「不自由」な外国人男性が、公的な権利獲得に向けてたたかう一方で、私的領域において他者を傷つけるというよくある物語に対し、公的承認の欠如という剥奪感が私的領域での暴力に向けられているといった解釈がなされ、ポストコロニアルの不可避な帰結とみなされる。あるいは国家暴力の被害者である男性の家庭内での暴力の転嫁について、私たちは彼を国家暴力の被害者として認定することをもっとも責任ある解決方法であると考え。こうしたことは正しいが、にもかか

<sup>1</sup> たとえば、Kymlicka 1995 (キムリック 1998)。

わらず必ずしも暴力の連鎖を断ち切る変化に必ずしも結びつくわけではない。

岡野は、シティズンシップや包摂や承認に基づいた政治は、結局のところ抑圧と支配の関係から自由になることができないと述べる。あくまで承認する側が主体であり、される側が客体であることには変わりがないからである。主体である者たちの価値を基準として、客体である者たちの価値を測り、意味ある差異を提供しているのであれば包摂し、そうでなければ見向きもしない、といった選択権は、つねに主体である者たちの手にある (Ibid.:334)。それはリベラリズムの鍵となる「寛容」の実践の恣意性にかかわるだろう。ナショナルな空間を脅かすような寛容の範囲を超えた人々に対しては容易に排除が実践される。主体の寛容を担保するために意味ある他者を承認することは、いわば忘却のための承認でもある。「二級市民」という言葉が表すように、承認の政治は、もともとあった抽象的かつ特権的なオリジナルな主体をどんどん強化してしまうのである。

このような市民の権利ではないものとして、あらためて人権を思考することが本書の政治学的な結論である。かつてシティズンシップは、抽象的で擬制的な人権概念に対して、社会におけるより具体的なメンバーシップを求めるための言葉であった。しかし本書を通して、シティズンシップ論には、包摂と承認によってその者の人権が保障されたと思ひ込むという限界があることが明らかになった。とはいえ否認や誤認という不正義にさらされている人々は、今後も権利獲得のための承認闘争をやめるわけにはいかないだろう。ある不正義の状態を法や制度、歴史や政治から見だし、言説化していくことをとめるわけにはいかない。ただ、承認を訴える人々が、沈黙のなかで忘却の淵に追いやられた人々の「不可能な人権」を感知できないとすれば、二級市民として忘却する主体の仲間入りを果たすにすぎないことになる。本書は、人権という使い古された概念を、その不可能性とともにもあらためて問い直すことで、高度な政治的感覚を呼び覚ましている。

### Ⅲ. 「自律」と「依存」

リベラリズムについて、本書はその功についても触れているが、基本的に自律的主体を措定することで依存する者たちを忘却すること、または前提となる主体が具体的な社会的文脈から遊離しているという抽象性を問題にする。さらには自己と他者を統制し、干渉を受けない内的空間を確保しようとする「自由」概念が「主権」概念と強く結びついていると述べる。つまりリベラリズムが理念化するのには自律的・抽象的・主権的な主体である。主権国家のアナロジーによる主体像の提示は、ネオリベラルな自己責任論につながるきわめて現在のな問題提起を含んでいる。

自律的個人を原点とする近代のリベラリズムには、身分制をはじめとする旧体制の支配関係からの脱却というモメントが含まれている。また20世紀の時代の変化の中で、リベラリズムは保守主義や全体主義あるいは社会主義や共産主義へ対置されるかたちで更新されてきた。その複雑な歴史的背景をここで論じることはできないが、岡野が「エコノミーの暴力」と述べた80年代以後のネオ・リベラルな世界的潮流を考えると、リベラリズムの展開が「主権国家—暴力—安全保障」というトリアードを常に強化してきたことはまちがいないだろう。リベラリズムが境界の峻別や領域の不可侵性といった主権国家モデルの個人像を絶えず立ち上げてきたという岡野の議論は理論的・歴史的な説得力がある。

そのうえで岡野は、「自律的個人という理念もまた国家に対峙するのではなく、むしろ主権国家のひな形として誕生した」(Ibid.:255)と述べている。しかし、軍事的で自己防衛的な「主権的」主体と、身分制からの脱却を求めた「自律的」主体のあいだには切れ目があるのではないだろうか。

自律的主体という概念は、果たしてケアの倫理の仮想敵にふさわしいのだろうか。つまり自律と依存を二分するのは適当なのだろうか。他者との依存を認めず他者を脅威ととらえる「自由と主権の同一視」を支える主体は、「自律的」というより「独立的」とよぶほうがふさわしいのではないか。もちろん本書では、あらゆる個人にとって自律性が重要である点、にもかかわらずなぜフェミニズムにおいて自律が問題となってきたのかについてきちんと言及されている（Ibid.:105, 371）。しかしそれでも根本的な疑問が残る。他者との依存関係を持ちつつも自律的であることを希求する（あるいは相手に望む）のが、私たちのありのままの姿に近いのではないかと。

ケアの倫理が要請するのは、あらゆる個人は誰かのケアに依存して生きており、そうした関係性にこそ真の社会性が開かれているということである。そうであると同時に、私たちはさまざまな権力関係の網の目のなかに置かれているからこそ、その関係性から一定の自律性を確保しようとする。それはもちろん自律的主体を立ち上げるのとは違う。イタリアのアウトノミアに見られるような、労働や住宅や福祉をめぐる国家や資本からの自律・協働の運動は、本書が批判する抽象的な自律的主体ではなく、非常に具体的な権力関係からの自律を想定している。いうなれば、資本主義のなかで求められる（ネオ）リベラルな「自律的個人」という主体像そのものからの自律、という道筋がありうる。国家や資本に取り込まれることなく、自前の空間や社会性、安全網をつくりだすという意味での自律を志向する動きは、ケアの実践と遠くない関係にあるのではないかと。あるいは、長らく独裁政権が続いたアジア各国民衆の国家からの解放という文脈を考えると、自律性の概念はより開かれたものではないかと思われる。

また、ケアの倫理から自律的主体像を批判し、軍事的思考に対し「母的思考」を構想することのもつ現実的な効果についても、私たちは周到に考えていく必要があるだろう。母親業をはじめケアを担当する圧倒的多数が女性であり、ケアが産業化するなかでより下位にある女性へとケア労働が移っていく現実のなかで、脆く、傷つきやすく、他者の助けを必要とする依存的な人間像を語ることは、「自律的主体」たろうとした男性たちに実は他者への依存によって存在してきたことを気づかせるかもしれないが、同時に彼らが日常のなかのマイクロなケアの実践から逃れてきた事実にも免罪符を与えることにならないだろうか。こうした考えは理念と現実を短絡的に結びつけているきらいがあるし、本書は女性と平和という言葉が陥る本質主義に十分自覚的であるが、それでもなお現実社会における効果について問わざるをえない。ケアの倫理は、ケアの平等という問題についてどのような見通しを持てるだろうか。

#### IV. 傷つきやすさと向き合う

先にも述べたように、リベラリズムが措定する「自由な主体」が実は「主権的主体」であること、それが「主権国家—暴力—安全保障」というトリアードを強化してきたことは、今日の私たちをとりまく現実世界をまったくもって言い当てている。それに対し、人を傷つけない親密な関係性を維持する「修繕」という活動に焦点を当て、新たな反暴力的社会を構想しようとする第三部の議論は、フェミニズム平和論としての本書の核心部分に迫る緊張感あふれたものである。

今日私たちをとりまく環境は、圧倒的に弱い立場にある人々に対する感受性を日々劣化させている。「特権」や「偽装」といったことばで彼女／彼らを嫌悪し、悪魔化するような風潮がますます高まりつつある。あるいは生まれの偶然性を自らの優越性と錯覚し、主権の暴力を振りかざす人々がいる。こうした風潮の背景には、あらゆる社会規範や価値が相対化するネオ・リベラルな社会で、人々が選択による過剰な自己責任をもとめられているという現実がある。失敗や転落

へのリスクとそれによる不安が増大するなかで、「やられたらやり返す」あるいは「やられる前にやる」という抗争関係を前提とする主権的思考がすすみ、安全保障の要求が脅迫的に高まる。日本の状況でいえば、ネオ・リベラルな社会における人々の殺漠とした不安感が、「慰安婦」問題や「ミサイル」問題、竹島や尖閣諸島、あるいは「在日特権」といった歴史的・政治的事案などを經由して主権国家の揺らぎとして認識され、主権の主体をますます再強化することにつながっている。このなかで自己責任の枠をはみ出した人々や差異に基づいた主張をする人々に対しては、「甘え」として容赦ない攻撃が加えられる。

こうした暴力の悪循環に対し、ケアの倫理はまったく異なる人間の根源的要求を引き出そうとしている。「他方でわたしたちは、殺さない、傷つけない、非暴力的な他者とのかかわり方を、葛藤のすえに見いだそうとしている家庭内での試みを、実際には多く経験しているはず」(Ibid.:292)であるという。壊れやすい世界を認識し、過去との継続性を維持しようとする修繕活動を日々行われてきたにもかかわらず、主に家庭内における女性たちに担われる行為であるために、政治思想史においてこれまでほとんど議論の対象とならなかった (Ibid.:302)。こうした修繕活動の重要性は、「傷つきやすさ」に晒された今日の社会においてますます高まっている。社会構造的に「傷つきやすさ」はマイノリティに過剰配分されているが、人間は誰でも何らかの「傷つきやすさ」を抱えているのが常である (塩原 2013)、ということに認めてしまうことである。そうすることで抗争的ではない、ケアの交換に基づいた社会関係を築く道が開けてくる。

最後に、修繕活動にもとづいて、報復的ではない修復的な正義のかたちとして岡野が提示しようとするのは、旧日本軍「慰安婦」にさせられた女性たちの声を聞くことである。国家犯罪という「過去の清算」においては、真相究明、国家認定、賠償や補償、謝罪を通じた名誉回復といった正義のあり方が重要なプロセスであった。その一方でケアの倫理が目指すのは、被害者が必要とする回復のあり方をまず被害者自身に語りだす力を与えることによって、回復不可能な被害の痕跡を注視することである。「ナムムの家」という空間は奇跡的にこのような実践の場となってきた。私たちにできることは、被害があった後でようやく発せられた被害者の声を聞くことではない。言葉や金銭の手続きを通して、被害をなかったことにすることは決してない。そうした「和解」のあり方は、現に被害者の声を封じるにいたっている。

「ようやくくらいトンネルを抜けてはみたが、トンネルを抜けるとそこは、「荒野」であった」(Ibid.:426)。本書を読み終えてから、この言葉がずっしりと重くのしかかった。昨年末、日本軍「慰安婦」問題は被害当事者の意向を考慮しないまま、日韓政府間の合意という新たな局面をむかえた。歴史的和解への脅迫が、ますますそうはできない人々との対立を深めている。本書を読みながらこのことが常に頭を離れなかったのは、歴史的被害を受けた当事者たちの異議申し立てと尊厳の要求が、いつのまにか慰安婦問題への表現の自由というリベラリズムの主張へと論点がすりかわっていったからである。さらに国家間の暴力的な和解の政治へと至った一連の過程は、本書という人権の不可能性をまざまざと見せつけた。私たちはあらためてこの荒野から平和の構想をはじめなければならない。本書はそのような導きの書である。

## 参考文献

<日本語文献>

- 岡野八代 2003年 『シティズンシップの政治学—国民・国家主義批判』 東京:白澤社.  
 ——— 2012年 『フェミニズムの政治学—ケアの倫理をグローバル社会へ』 東京:みすず書房.

————— 2015年 『戦争に抗する—ケアの倫理と平和の構想』 東京：岩波書店。

塩原良和 “ヘイトスピーチと「傷つきやすさ」の社会学” SYNODOS <http://synodos.jp/society/5846> (2013年10月15日)

金富子・中野敏男 2007年 『歴史と責任—「慰安婦」問題と一九九〇年代』 東京：青弓社。

キムリッカ、ウィル 1998年 『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義』（角田 猛之・石山文彦・山崎康仕監訳）、東京：晃洋書房。

<外国語文献>

Kymlicka, Will, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Clarendon Press, 1995.